

第2章 労働争議の調整

(注) 本章では、第2編で扱う行政執行法人を含むものを「全労委」、含まないものを「行政執行法人を除く」と表示し区別した。

第1節 労働争議調整の概況

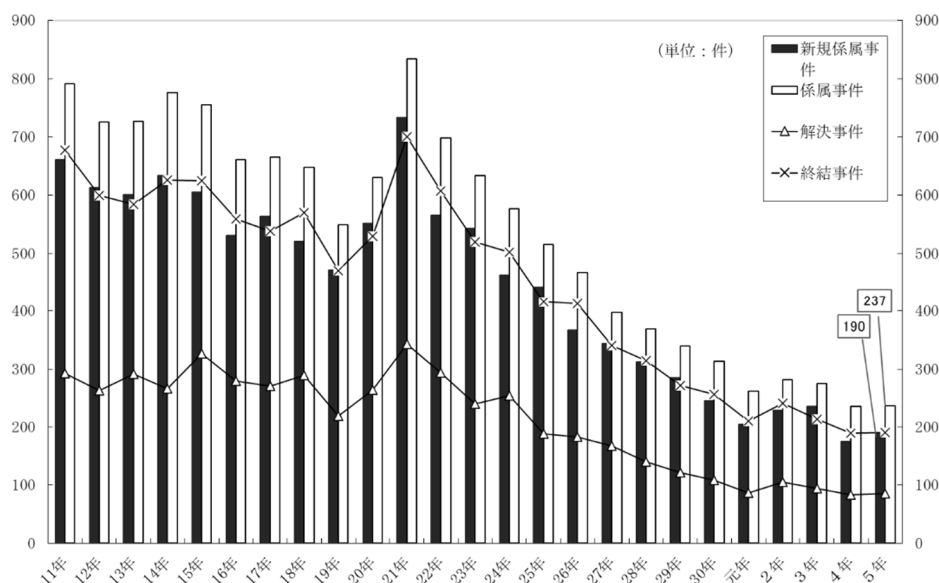
1 労働争議調整事件の係属状況

(1) 概況

5年に係属した労働争議調整事件数（行政執行法人を除く）は235件（4年234件）で、このうち4年から繰越されたものは47件（3年61件）、新規に係属したものは188件（4年173件）であった（第18表参照）。

また、全労委に係属した労働争議調整事件数は237件（4年236件）、新規に係属したものは190件（同175件）であった（図1及び巻末統計表第11表参照）。

図1 調整事件取扱件数の推移（全労委）



(2) 新規係属事件数及び対象労働者数

新規係属事件数は188件で、4年に比べ15件の増加となった。これを中労委・都道府県労委別にみると、中労委では3件で4年と比べて3件の増加、都道府県労委では185件で12件の増加となった（第18表、第19表参照）。

(3) 調整方法別新規係属状況

新規係属事件を調整方法別にみると、あっせん184件・97.9%（4年172件・99.4%）、調停4件・2.1%（同1件・0.6%）、仲裁0件・0%（同0件・0.0%）となっている（第18表参照）。

第 18 表 労委別労働争議調整事件係属件数及び終結件数（行政執行法人を除く）

（単位：件）

区分 労委	係属件数						終結件数						次年 繰越
	前年 繰越	新 規				計	解決	取下	不調・ 打切	移管	計		
		あっせん	調停	仲裁	計								
北海道	1	5	0	0	5	6	2	3	1	0	6	0	
青森県	1	0	0	0	0	1	0	0	1	0	1	0	
岩手県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
宮城県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
秋田県	0	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	1	
山形県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
福島県	0	1	0	0	1	1	0	0	1	0	1	0	
茨城県	2	3	0	0	3	5	0	2	3	0	5	0	
栃木県	0	3	0	0	3	3	0	1	1	0	2	1	
群馬県	0	2	0	0	2	2	0	1	1	0	2	0	
埼玉県	1	4	0	0	4	5	2	0	1	0	3	2	
千葉県	0	1	0	0	1	1	0	0	1	0	1	0	
東京都	16	59	0	0	59	75	22	5	32	0	59	16	
神奈川県	4	11	0	0	11	15	5	2	7	0	14	1	
新潟県	0	4	2	0	6	6	2	0	1	0	3	3	
山梨県	1	1	0	0	1	2	2	0	0	0	2	0	
長野県	1	2	0	0	2	3	2	0	0	0	2	1	
静岡県	1	2	0	0	2	3	1	1	1	0	3	0	
富山県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
石川県	0	1	0	0	1	1	0	0	1	0	1	0	
福井県	0	2	0	0	2	2	0	0	1	0	1	1	
岐阜県	2	1	0	0	1	3	2	0	0	0	2	1	
愛知県	3	3	0	0	3	6	3	0	2	0	5	1	
三重県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
滋賀県	1	3	0	0	3	4	2	0	0	0	2	2	
京都府	1	2	0	0	2	3	2	0	1	0	3	0	
大阪府	9	28	0	0	28	37	12	12	5	0	29	8	
兵庫県	1	14	0	0	14	15	9	1	3	0	13	2	
奈良県	0	1	0	0	1	1	0	0	1	0	1	0	
和歌山県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
鳥取県	0	1	1	0	2	2	1	0	0	0	1	1	
島根県	0	2	0	0	2	2	0	0	1	0	1	1	
岡山県	0	5	0	0	5	5	1	2	1	0	4	1	
広島県	0	2	0	0	2	2	1	0	1	0	2	0	
山口県	0	4	0	0	4	4	3	0	1	0	4	0	
徳島県	0	1	0	0	1	1	0	0	1	0	1	0	
香川県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
愛媛県	1	0	0	0	0	1	0	0	1	0	1	0	
高知県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
福岡県	0	4	0	0	4	4	2	0	2	0	4	0	
佐賀県	0	1	0	0	1	1	1	0	0	0	1	0	
長崎県	0	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	1	
熊本県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
大分県	1	3	0	0	3	4	3	1	0	0	4	0	
宮崎県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
鹿児島県	0	2	0	0	2	2	1	0	1	0	2	0	
沖縄県	0	2	0	0	2	2	0	0	0	0	0	2	
都道府県労委計	47	182	3	0	185	232	81	31	74	0	186	46	
中労委	0	2	1	0	3	3	2	1	0	0	3	0	
合計	47	184 [2]	4 [1]	0	188 [3]	235 [3]	83 [2]	32 [1]	74	0	189 [3]	46	
前年同期 (4年1月～12月)	61	172	1	0	173	234	81	32	72	2	187	47	
前年同期比	- 14	12 [2]	3 [1]	0	15 [3]	1	2 [2]	0 [1]	2	- 2	2 [3]	- 1	

（注） [] 内は中労委取扱事件数で内数。

第 19 表 新規係属事件数及び対象労働者数の推移（行政執行法人を除く）

（単位：件、千人）

年	中労委＋都道府県労委		中労委		都道府県労委	
	件数	対象労働者数	件数	対象労働者数	件数	対象労働者数
元年	203	1,867	0	0	203	1,867
2 年	229	115	2	11	227	104
3 年	235	127	2	7	233	120
4 年	173	74	0	0	173	74
5 年	188	111	3	21	185	90

（4）適用法規別新規係属状況

全労委の新規係属事件を適用法規別にみると、労働関係調整法（労調法）に基づくものが 188 件（4 年 173 件）、地方公営企業等の労働関係に関する法律（地公労法）に基づくものが 0 件（同 0 件）、行政執行法人の労働関係に関する法律（行労法）に基づくものは 2 件（同 2 件）であった（第 20 表参照）。

第 20 表 調整区分及び適用法規別新規係属事件数（全労委）

（単位：件）

区 分	新規係属事件			
	合 計	労調法	地公労法	行労法
合 計	190 [5]	188 [3]	0	2 [2]
あっせん	184 [2]	184 [2]	0	0
調 停	6 [3]	4 [1]	0	2 [2]
仲 裁	0	0	0	0

（注）〔 〕内は中労委取扱件数で内数。

（5）開始事由別新規係属状況

新規係属事件を開始事由別にみると、労働組合からの申請が 165 件・87.8%（4 年 157 件・90.8%）、使用者からの申請が 23 件・12.2%（同 15 件・8.7%）、労使双方からの申請が 0 件・0%（同 1 件・0.6%）、職権に基づく開始が 0 件・0%（同 0 件・0%）であった（第 21 表参照）。

第 21 表 開始事由別新規係属事件数の推移（行政執行法人を除く）

（単位：件）

年 \ 開始事由	組合申請		使用者申請		双方申請		職 権		合 計	
元年	181	89.2%	19	9.4%	3	1.4%	0	0.0%	203	100.0%
2 年	202	88.2%	26	11.4%	1	0.4%	0	0.0%	229	100.0%
3 年	207	88.1%	25	10.6%	3	1.3%	0	0.0%	235	100.0%
4 年	157	90.8%	15	8.7%	1	0.6%	0	0.0%	173	100.0%
5 年	165	87.8%	23	12.2%	0	0.0%	0	0.0%	188	100.0%

(6) 都道府県別新規係属状況

新規係属事件を都道府県労委別にみると、東京が 59 件・31.4%（4 年 50 件・28.9%）で最も多く、以下、大阪が 28 件・14.9%（同 24 件・13.9%）、兵庫が 14 件・7.4%（同 3 件・1.7%）、神奈川が 11 件・5.9%（同 11 件・6.4%）と続いている（第 18 表参照）。

(7) 集団事件及び統一事件の新規係属状況

集団事件及び統一事件の新規係属状況をみると、集団事件（（注）1）は 0 件（4 年 0 件）、統一事件（（注）2）は 0 件 0 社（同 0 件 0 社）であった（第 22 表参照）。

第 22 表 新規係属事件における集団事件及び統一事件の係属状況（行政執行法人を除く）

区分	労委	産業	調整事項	件数
集団事件	なし	－	－	－
	小 計			－
統一事件	なし	－	－	－
	小 計			－
合 計				－

（注）1. 集団事件とは、手続上各企業ごとに 1 件と数えられるが、実質的には 1 件としてみることができるもの。

2. 統一事件とは、2 企業以上にわたる争議であるが、手続上 1 件として数えるもの。

2 調整事件における関係当事者の特徴

(1) 産業別新規係属状況

新規係属事件を産業大分類別にみると、医療、福祉が 39 件・20.5%（4 年 27 件・15.4%）で最も多く、以下、運輸業、郵便業が 29 件・15.3%（同 27 件・15.4%）、教育、学習支援業が 24 件・12.6%（同 17 件・9.7%）、サービス業が 23 件・12.1%（同 29 件・16.6%）、製造業が 19 件・10.0%（同 15 件・8.6%）、卸売業、小売業が 14 件・7.4%（同 13 件・7.4%）、学術研究、専門・技術サービス業が 9 件・4.7%（同 8 件・4.6%）、情報通信業が 8 件・4.2%（同 8 件・4.6%）と続いている（第 23-1 表参照）。

なお、これを全労委でみると、医療、福祉が 39 件・20.3%（同 27 件・15.3%）、運輸業、郵便業が 29 件・15.1%（同 27 件・15.3%）、教育、学習支援業が 24 件・12.5%（同 17 件・9.6%）となっている（第 23-2 表参照）。

また、産業中分類別にみると、医療、福祉の中では社会保険・社会福祉・介護事業が 21 件・10.9%、運輸業、郵便業の中では道路貨物運送業が 7 件・3.6%、サービス業の中では廃棄物処理業が 7 件・3.6%で最も多い（巻末統計表第 14 表参照）。

第 23-1 表 産業別新規係属事件数及び構成比の推移（行政執行法人を除く）

（単位：件）

年 産業	元年	2 年	3 年	4 年	5 年
全産業	203 100.0%	229 100.0%	235 100.0%	175 100.0%	190 100.0%
農林漁業, 鉱業, 採石業, 砂利採取業	0 0.0%	1 0.4%	0 0.0%	2 1.1%	2 1.1%
建設業	7 3.4%	10 4.4%	12 5.1%	5 2.9%	3 1.6%
製造業	25 12.3%	21 9.2%	28 11.9%	15 8.6%	19 10.0%
電気・ガス・熱供給・水道業	2 1.0%	2 0.9%	1 0.4%	0 0.0%	0 0.0%
情報通信業	9 4.4%	2 0.9%	12 5.1%	8 4.6%	8 4.2%
運輸業, 郵便業	36 17.7%	37 16.2%	34 14.5%	27 15.4%	29 15.3%
卸売業, 小売業	20 9.9%	16 7.0%	16 6.8%	13 7.4%	14 7.4%
金融業, 保険業	2 1.0%	3 1.3%	3 1.3%	3 1.7%	2 1.1%
不動産業, 物品賃貸業	2 1.0%	5 2.2%	5 2.1%	3 1.7%	5 2.6%
学術研究, 専門・技術サービス業	6 3.0%	8 3.5%	7 3.0%	8 4.6%	9 4.7%
宿泊業, 飲食サービス業	10 4.9%	26 11.4%	9 3.8%	7 4.0%	4 2.1%
生活関連サービス業, 娯楽業	4 2.0%	3 1.3%	7 3.0%	5 2.9%	7 3.7%
教育, 学習支援業	28 13.8%	25 10.9%	25 10.6%	17 9.7%	24 12.6%
医療, 福祉	29 14.3%	44 19.2%	39 16.6%	27 15.4%	39 20.5%
複合サービス事業	1 0.5%	4 1.7%	6 2.6%	6 3.4%	2 1.1%
サービス業	20 9.9%	20 8.7%	30 12.8%	29 16.6%	23 12.1%
公務	2 1.0%	2 0.9%	1 0.4%	0 0.0%	0 0.0%
分類不能	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%

（注）複数の使用者（産業）を含む事件があるため、全産業数は事件数に一致しない。

第 23-2 表 産業別新規係属事件数及び構成比の推移（全労委）

（単位：件）

年 産業	元年	2 年	3 年	4 年	5 年
全産業	205 100.0%	229 100.0%	235 100.0%	177 100.0%	192 100.0%
製造業	27 13.2%	21 9.2%	28 11.9%	17 9.6%	21 10.9%
運輸業, 郵便業	36 17.6%	37 16.2%	34 14.5%	27 15.3%	29 15.1%
卸売業, 小売業	20 9.8%	16 7.0%	16 6.8%	13 7.3%	14 7.3%
教育, 学習支援業	28 13.7%	25 10.9%	25 10.6%	17 9.6%	24 12.5%
医療, 福祉	29 14.1%	44 19.2%	39 16.6%	27 15.3%	39 20.3%
サービス業	20 9.8%	20 8.7%	30 12.8%	29 16.4%	23 12.0%
その他の産業	45 22.0%	66 28.8%	63 26.8%	47 26.6%	42 21.9%

（注）複数の使用者（産業）を含む事件があるため、全産業数は事件数に一致しない。

(2) 組合員数規模別及び従業員数規模別新規係属状況

新規係属事件を組合員数規模別にみると、99 人以下が 85 件・45.2%（4 年 81 件・46.9%）、100 人以上 499 人以下が 53 件・28.2%（同 53 件・30.6%）、500 人以上 4,999 人以下が 35 件・18.6%（同 32 件・18.5%）、5,000 人以上が 5 件・2.7%（同 2 件・1.2%）、不明 10 件・5.3%（同 5 件・2.9%）であった（第 24-1 表参照）。

また、従業員数規模別にみると、99 人以下が 91 件・48.4%（同 92 件・53.2%）、100 人以上 499 人以下が 46 件・24.5%（同 42 件・24.3%）、500 人以上 4,999 人以下が 28 件・14.9%（同 25 件・14.4%）、5,000 人以上が 11 件・5.9%（同 5 件・2.9%）、不明 12 件・6.4%（同 10 件・5.8%）であった（第 24-1 表参照）。

なお、組合員数規模別の状況を全労委でみると、99 人以下が 85 件・44.7%（同 81 件・46.3%）、100 人以上 499 人以下が 53 件・27.9%（同 53 件・30.3%）、500 人以上 4,999 人以下が 37 件・19.4%（同 34 件・19.4%）、5,000 人以上が 5 件・2.6%（同 2 件・1.1%）、不明 10 件・5.3%（同 5 件・2.9%）であった（第 24-2 表参照）。

また、従業員数規模別にみると、99 人以下が 91 件・47.9%（同 92 件・52.5%）、100 人以上 499 人以下が 46 件・24.3%（同 42 件・24.0%）、500 人以上 4,999 人以下が 30 件・15.8%（同 27 件・15.4%）、5,000 人以上が 11 件・5.8%（同 5 件・2.9%）、不明 12 件・6.3%（同 10 件・5.7%）であった（第 24-2 表参照）。

第 24-1 表 組合員数規模別及び従業員数規模別新規係属事件数の推移（行政執行法人を除く）

(単位:件)

年	規模	30 人未満	30 ～ 99 人	100 ～ 299 人	300 ～ 499 人	500 ～ 999 人	1,000 ～ 4,999 人	5,000 人以上	不明	合計
元年	組合員数	43 21.2%	60 29.6%	42 20.7%	12 5.9%	23 11.3%	18 8.9%	1 0.5%	4 2.0%	203 100.0%
	従業員数	51 25.1%	51 25.1%	40 19.7%	15 7.4%	12 5.9%	13 6.4%	4 2.0%	17 8.4%	
2 年	組合員数	40 17.5%	62 27.1%	47 20.5%	30 13.1%	19 8.3%	15 6.6%	6 2.6%	10 4.4%	229 100.0%
	従業員数	61 26.6%	51 22.3%	35 15.3%	21 9.2%	17 7.4%	16 7.0%	12 5.2%	16 7.0%	
3 年	組合員数	48 20.4%	57 24.3%	44 18.7%	20 8.5%	30 12.8%	23 9.8%	3 1.3%	10 4.3%	235 100.0%
	従業員数	51 21.7%	42 17.9%	42 17.9%	22 9.4%	24 10.2%	25 10.6%	9 3.8%	20 8.5%	
4 年	組合員数	43 24.9%	38 22.0%	39 22.5%	14 8.1%	19 11.0%	13 7.5%	2 1.2%	5 2.9%	173 100.0%
	従業員数	58 33.5%	34 19.7%	28 16.2%	14 8.1%	16 9.2%	9 5.2%	5 2.9%	10 5.8%	
5 年	組合員数	34 18.1%	51 27.1%	33 17.6%	20 10.6%	19 10.1%	16 8.5%	5 2.7%	10 5.3%	188 100.0%
	従業員数	46 24.5%	45 23.9%	40 21.3%	6 3.2%	9 4.8%	19 10.1%	11 5.9%	12 6.4%	

(注) 複数の使用者（産業）を含む事件があるため、従業員数が新規係属事件数に一致しない年がある。

第 24-2 表 組合員数規模別及び従業員数規模別新規係属事件数の推移（全労委）

（単位：件）

年	規模	30 人 未 満	30 ～ 99 人	100 ～ 299 人	300 ～ 499 人	500 ～ 999 人	1,000 ～ 4,999 人	5,000 人 以 上	不 明	合 計
元 年	組合員数	43 21.0%	60 29.3%	42 20.5%	12 5.9%	24 11.7%	19 9.3%	1 0.5%	4 2.0%	205 100.0%
	従業員数	51 24.9%	51 24.9%	40 19.5%	15 7.3%	13 6.3%	14 6.8%	4 2.0%	17 8.3%	
2 年	組合員数	40 17.5%	62 27.1%	47 20.5%	30 13.1%	19 8.3%	15 6.6%	6 2.6%	10 4.4%	229 100.0%
	従業員数	61 26.6%	51 22.3%	35 15.3%	21 9.2%	17 7.4%	16 7.0%	12 5.2%	16 7.0%	
3 年	組合員数	48 20.4%	57 24.3%	44 18.7%	20 8.5%	30 12.8%	23 9.8%	3 1.3%	10 4.3%	235 100.0%
	従業員数	51 21.7%	42 17.9%	42 17.9%	22 9.4%	24 10.2%	25 10.6%	9 3.8%	20 8.5%	
4 年	組合員数	43 24.6%	38 21.7%	39 22.3%	14 8.0%	20 11.4%	14 8.0%	2 1.1%	5 2.9%	175 100.0%
	従業員数	58 33.1%	34 19.4%	28 16.0%	14 8.0%	17 9.7%	10 5.7%	5 2.9%	10 5.7%	
5 年	組合員数	34 17.9%	51 26.8%	33 17.4%	20 10.5%	20 10.5%	17 8.9%	5 2.6%	10 5.3%	190 100.0%
	従業員数	46 24.2%	45 23.7%	40 21.1%	6 3.2%	10 5.3%	20 10.5%	11 5.8%	12 6.3%	

（注）複数の使用者（産業）を含む事件があるため、従業員数が新規係属事件数に一致しない年がある。

（3）組合系統別新規係属状況

新規係属事件を組合系統別にみると、連合系が 46 件・24.2%（4 年 43 件・24.9%）、全労連系が 77 件・40.5%（同 57 件・32.9%）、その他の上部団体が 23 件・12.1%（同 33 件・19.1%）などとなっている（第 25-1 表参照）。

なお、これを全労委でみると、連合系が 48 件・25.0%（同 45 件・25.7%）、全労連系が 77 件・40.1%（同 57 件・32.6%）、その他の上部団体が 23 件・12.0%（同 33 件・18.9%）などとなっている（第 25-2 表参照）。

第 25-1 表 組合系統別新規係属事件数の推移（行政執行法人を除く）

（単位：件）

系統 年	連合	全労連	その他の上部団体		上部団体なし	合計
				うち全労協		
元年	58 28.4%	69 33.8%	37 18.1%	23 11.3%	40 19.6%	204 100.0%
2 年	43 18.8%	78 34.1%	39 17.0%	12 5.2%	69 30.1%	229 100.0%
3 年	55 23.1%	69 29.0%	60 25.2%	30 12.6%	54 22.7%	238 100.0%
4 年	43 24.9%	57 32.9%	33 19.1%	17 9.8%	40 23.1%	173 100.0%
5 年	46 24.2%	77 40.5%	23 12.1%	9 4.7%	44 23.2%	190 100.0%

（注）系統の異なる組合から連名の申請があったため、新規係属事件数と一致しない年がある。

第 25-2 表 組合系統別新規係属事件数の推移 (全労委)

(単位:件)

系統 年	連 合	全 労 連	その他の上部団体		上部団体なし	合 計
				うち全労協		
元 年	60 29.1%	69 33.5%	37 18.0%	23 11.2%	40 19.4%	206 100.0%
2 年	43 18.8%	78 34.1%	39 17.0%	12 5.2%	69 30.1%	229 100.0%
3 年	55 23.1%	69 29.0%	60 25.2%	30 12.6%	54 22.7%	238 100.0%
4 年	45 25.7%	57 32.6%	33 18.9%	17 9.7%	40 22.9%	175 100.0%
5 年	48 25.0%	77 40.1%	23 12.0%	9 4.7%	44 22.9%	192 100.0%

(注) 系統の異なる組合から連名の申請があったため、新規係属件数と一致しない年がある。

(4) 合同労組事件の新規係属状況

新規係属事件中、合同労組事件は 134 件・71.3% (4 年 121 件・69.9%)、このうち駆け込み訴え事件は 69 件・36.7% (同 72 件・41.6%) であった。合同労組事件に占める駆け込み訴え事件の割合は 51.5% (同 59.5%) であった (第 26 表参照)。

第 26 表 新規係属事件における合同労組事件の係属件数の推移 (行政執行法人を除く)

(単位:件)

年	事件	全事件	合同労組事件	駆け込み訴え事件	
元年		203	150 (73.9%)	85	(41.9%) <56.7%>
2 年		229	166 (72.5%)	93	(40.6%) <56.0%>
3 年		235	164 (69.8%)	80	(34.0%) <48.8%>
4 年		173	121 (69.9%)	72	(41.6%) <59.5%>
5 年		188	134 (71.3%)	69	(36.7%) <51.5%>

- (注) 1. ここで集計対象とした合同労組は、企業の枠を超えて、主に中小企業の労働者を一定の地域単位で組織し、特定企業への所属を条件としない個人加入できる組合をいう。「一般労組」ないしは「地域ユニオン」などといわれている組合については、原則としてこの範疇に含めた。
2. 駆け込み訴え事件とは、労働者が調整事件となり得る状況が発生した後に合同労組に加入し、当該組合から当該事項を調整事項として申請があった事件。
3. ()内は全事件に対する割合。< > 内は合同労組事件に対する割合。

(5) 調整前例の有無別新規係属状況

新規係属事件を争議調整の前例の有無 (同一の両当事者における過去の調整事件の有無) 別にみると、調整前例のある事件は 19 件・10.1% (4 年 19 件・11.0%) であった (第 27-1 表参照)。

また、調整事項との関連でみると、前例ありの場合、経済的事項の一時金 (21.6%) の割合が全数 (5.4%) と比較して最も高いのに対し、非経済的事項の経営又は人事 (16.2%) の割合が全数 (23.9%) と比較して最も低い (第 27-2 表参照)。

第 27-1 表 新規係属事件における調整前例の有無別係属件数の推移(行政執行法人を除く)
(単位:件)

年 \ 事件	全事件	調整前例のある事件
元年	203	32 (15.8 %)
2 年	229	30 (13.1 %)
3 年	235	20 (8.5 %)
4 年	173	19 (11.0 %)
5 年	188	19 (10.1 %)

(注) ()内は新規係属事件に対する割合。

第 27-2 表 新規係属事件における調整前例の有無別調整事項の状況(行政執行法人を除く)
(単位:項目)

調整事項 \ 区分	全数	前例あり	前例なし
合 計	372 100.0%	37 100.0%	335 100.0%
経済的事項	123 33.1%	18 48.6%	105 31.3%
内 訳			
賃金増額	19 5.1%	2 5.4%	17 5.1%
一時金	20 5.4%	8 21.6%	12 3.6%
労働時間・休日休暇	6 1.6%	0 0.0%	6 1.8%
その他	78 21.0%	8 21.6%	70 20.9%
非経済的事項	241 64.8%	19 51.4%	222 66.3%
内 訳			
経営又は人事	89 23.9%	6 16.2%	83 24.8%
団交促進	96 25.8%	8 21.6%	88 26.3%
組合承認・組合活動	14 3.8%	1 2.7%	13 3.9%
その他	42 11.3%	4 10.8%	38 11.3%
協約締結・全面改定	8 2.2%	0 0.0%	8 2.4%

(6) 併存する組合のある事件の新規係属状況

新規係属事件中、併存する組合のある事件は 23 件・12.2% (4 年 15 件・8.7%) であった (第 28 表参照)。

第 28 表 新規係属事件における併存組合のある事件の係属状況の推移(行政執行法人を除く)
(単位:件)

年 \ 事件	全 事 件	併存組合のある事件
元年	203	12 (5.9 %)
2 年	229	19 (8.3 %)
3 年	235	7 (3.0 %)
4 年	173	15 (8.7 %)
5 年	188	23 (12.2 %)

(注)1. ()内は新規係属事件に対する割合。

2. 併存組合のある事件とは、企業内に当事者以外の組合がある場合の事件をいう。

(7) 新規係属事件における組合構成員の就労状況

新規係属事件における組合構成員の就労状況は、正社員が 134 件・66.3%(4 年 124 件・66.3%)、パート・アルバイトが 28 件・13.9%(同 20 件・10.7%)、契約社員が 19 件・9.4%(同 28 件・15.0%)、派遣労働者が 5 件・2.5%(同 4 件・2.1%)、その他が 16 件・7.9%(同 11 件・5.9%) となっている(第 29-1 表、図 2 参照)。

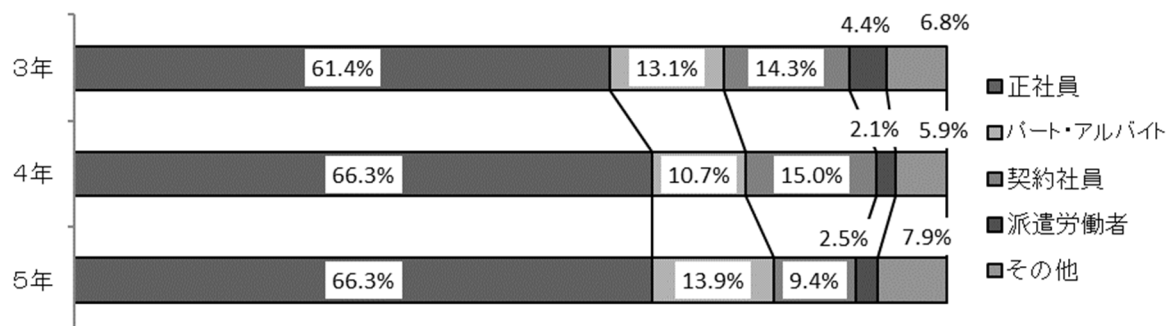
第 29-1 表 新規係属事件における組合構成員の就労状況別割合の推移(行政執行法人を除く)

(単位: 件)

就労 状況 年	正社員	パート・ アルバイト	契約社員	派遣労働者	その他	合 計
元年	134 66.2%	23 10.8%	28 13.2%	6 2.8%	21 9.9%	212 100.0%
2 年	162 66.7%	30 12.3%	25 10.3%	9 3.7%	17 7.0%	243 100.0%
3 年	154 61.4%	33 13.1%	36 14.3%	11 4.4%	17 6.8%	251 100.0%
4 年	124 66.3%	20 10.7%	28 15.0%	4 2.1%	11 5.9%	187 100.0%
5 年	134 66.3%	28 13.9%	19 9.4%	5 2.5%	16 7.9%	202 100.0%

(注) 組合構成員には複数の就労状況がある。

図 2 新規係属事件における組合構成員の就労状況の推移(行政執行法人を除く)



(8) 新規係属事件における組合構成員の就労状況別調整事項

新規係属事件における調整事項を組合構成員の就労状況別にみると、正社員は経済的事項の一時金(7.5%)、非経済的事項の団交促進(25.4%)の割合が合計(それぞれ 7.0%、24.9%)と比較して最も高く、パート・アルバイトでは経済的事項の賃金増額(9.0%)、非経済的事項の組合承認・組合活動(4.5%)の割合が合計(それぞれ 5.8%、3.6%)と比較して最も高く、契約社員では非経済的事項の経営又は人事(27.9%)の割合が合計(23.0%)と比較して最も高い(第 29-2 表参照)。

第 29-2 表 新規係属事件における組合構成員の就労状況別調整事項の状況（行政執行法人を除く）

（単位：項目）

就労状況 調整事項		正社員	パート・ アルバイト	契約社員	派遣労働者	その他	合 計
合 計		268 100.0%	67 100.0%	43 100.0%	5 100.0%	30 100.0%	413 100.0%
経済的事項		93 34.7%	29 43.3%	17 39.5%	1 20.0%	9 30.0%	149 36.1%
内 訳	賃金増額	15 5.6%	6 9.0%	2 4.7%	0 0.0%	1 3.3%	24 5.8%
	一時金	20 7.5%	5 7.5%	3 7.0%	0 0.0%	1 3.3%	29 7.0%
	労働時間・休日休暇	3 1.1%	2 3.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	5 1.2%
	その他	55 20.5%	16 23.9%	12 27.9%	1 20.0%	7 23.3%	91 22.0%
非経済的事項		168 62.7%	37 55.2%	25 58.1%	4 80.0%	21 70.0%	255 61.7%
内 訳	経営又は人事	59 22.0%	14 20.9%	12 27.9%	2 40.0%	8 26.7%	95 23.0%
	団交促進	68 25.4%	15 22.4%	10 23.3%	1 20.0%	9 30.0%	103 24.9%
	組合承認・組合活動	9 3.4%	3 4.5%	2 4.7%	0 0.0%	1 3.3%	15 3.6%
	その他	32 11.9%	5 7.5%	1 2.3%	1 20.0%	3 10.0%	42 10.2%
協約締結・全面改定		7 2.6%	1 1.5%	1 2.3%	0 0.0%	0 0.0%	9 2.2%

（注）組合構成員には複数の就労状況があるため、計は新規係属事件188件に係る調整事項数372項目と一致しない。

3 調整内容の特徴

(1) 調整事項別新規係属状況

新規係属事件 188 件に係る調整事項数 372 項目（4 年 354 項目）のうち、経済的事項が 123 項目・33.1%（同 129 項目・36.4%）、非経済的事項が 241 項目・64.8%（同 219 項目・61.9%）、協約締結・全面改定が 8 項目・2.2%（同 6 項目・1.7%）となっている。

また、4 年と比べると、経済的事項は 6 項目減少し、非経済的事項は 22 項目増加した。経済的事項のうち、賃金増額は 19 項目・5.1%（同 13 項目・3.7%）、一時金は 20 項目・5.4%（同 17 項目・4.8%）、労働時間・休日休暇は 6 項目・1.6%（同 14 項目・4.0%）であった。非経済的事項のうち、経営又は人事は 89 項目・23.9%（同 71 項目・20.1%）、団交促進は 96 項目・25.8%（同 97 項目・27.4%）、組合承認・組合活動は 14 項目・3.8%（同 12 項目・3.4%）であった（第 30-1 表参照）。

なお、これを全労委でみると、新規係属事件 190 件に係る調整事項数 374 項目（同 356 項目）のうち、経済的事項が 125 項目・33.5%（同 131 項目・36.8%）、非経済的事項が 241 項目・64.4%（同 219 項目・61.5%）、協約締結・全面改定が 8 項目・2.1%（同 6 項目・1.7%）となっている。

また、4 年と比べると、経済的事項は 6 項目減少し、非経済的事項は 22 項目増加した。経済的事項のうち、賃金増額は 21 項目・5.6%（同 15 項目・4.2%）、一時金は 20 項目・5.4%（同 17 項目・4.8%）、労働時間・休日休暇は 6 項目・1.6%（同 14 項目・3.9%）であった。非経済的事項のうち、経営又は人事は 89 項目・23.8%（同 71 項目・19.9%）、団交促進は 96 項目・25.7%（同 97 項目・27.2%）、組合承認・組合活動は 14 項目・3.7%（同 12 項目・3.4%）であった（第 30-2 表参照）。

第 30-1 表 新規係属事件における労働争議調整事項の推移（行政執行法人を除く）

（単位：項目）

年 調整事項		元年	2年	3年	4年	5年
合 計		413 100.0%	451 100.0%	465 100.0%	354 100.0%	372 100.0%
経済的事項		156 37.8%	165 36.6%	177 38.1%	129 36.4%	123 33.1%
内 訳	賃金増額	12 2.9%	12 2.7%	15 3.2%	13 3.7%	19 5.1%
	一時金	27 6.5%	25 5.5%	15 3.2%	17 4.8%	20 5.4%
	労働時間・休日休暇	22 5.3%	14 3.1%	15 3.2%	14 4.0%	6 1.6%
	その他	95 23.0%	114 25.3%	132 28.4%	85 24.0%	78 21.0%
非経済的事項		254 61.5%	279 61.9%	281 60.4%	219 61.9%	241 64.8%
内 訳	経営又は人事	81 19.6%	88 19.5%	104 22.4%	71 20.1%	89 23.9%
	団交促進	116 28.1%	124 27.5%	122 26.2%	97 27.4%	96 25.8%
	組合承認・組合活動	12 2.9%	20 4.4%	12 2.6%	12 3.4%	14 3.8%
	その他	45 10.9%	47 10.4%	43 9.2%	39 11.0%	42 11.3%
協約締結・全面改定		3 0.7%	7 1.6%	7 1.5%	6 1.7%	8 2.2%
総事件数		203	229	235	173	188
平均調整事項数 （一事件あたり）		2.03	1.97	1.98	2.05	1.98

第 30-2 表 新規係属事件における労働争議調整事項の推移（全労委）

（単位：項目）

年 調整事項		元年	2年	3年	4年	5年
合 計		415〔2〕 100.0%	451〔4〕 100.0%	465〔2〕 100.0%	356〔2〕 100.0%	374〔9〕 100.0%
経済的事項		158〔2〕 39.9%	165〔2〕 36.6%	177〔1〕 38.1%	131〔2〕 36.8%	125〔8〕 33.5%
内 訳	賃金増額	14〔2〕 4.6%	12 2.7%	15 3.2%	15〔2〕 4.2%	21〔5〕 5.6%
	一時金	27 6.2%	25 5.5%	15 3.2%	17 4.8%	20〔2〕 5.4%
	労働時間・休日休暇	22 3.7%	14 3.1%	15 3.2%	14 3.9%	6 1.6%
	その他	95 25.6%	114〔2〕 25.3%	132〔1〕 28.4%	85 23.9%	78〔1〕 20.9%
非経済的事項		254 59.2%	279〔2〕 61.9%	281〔1〕 60.4%	219 61.5%	241〔1〕 64.4%
内 訳	経営又は人事	81 19.7%	88〔2〕 19.5%	104 22.4%	71 19.9%	89 23.8%
	団交促進	116 26.3%	124 27.5%	122〔1〕 26.2%	97 27.2%	96〔1〕 25.7%
	組合承認・組合活動	12 4.3%	20 4.4%	12 2.6%	12 3.4%	14 3.7%
	その他	45 9.0%	47 10.4%	43 9.2%	39 11.0%	42 11.2%
協約締結・全面改定		3 0.9%	7 1.6%	7 1.5%	6 1.7%	8 2.1%
総事件数		205	229	235	175	190
平均調整事項数 （一事件あたり）		2.02	1.97	1.98	2.03	1.97

（注）1. 複数の調整事項を含む事件もあるため、合計は総事件数に一致しない。

（注）2. 〔 〕内は中労委取扱い件数で内数。

(2) 新規係属事件1件当たりの平均調整事項数

新規係属事件1事件当たり（行政執行法人を除く）の平均調整事項数は1.98項目（4年2.05項目）であった（第30-1表参照）。

第31-1表 新規係属事件における賃金増額、一時金及び解雇・人員整理事件数の月別推移（行政執行法人を除く）

（単位：件）

調整事項	年	合計	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
賃金増額	元年	12	1	0	0	0	1	3	2	2	2	0	1	0
	2年	12	0	0	2	3	0	2	2	0	2	1	0	0
	3年	15	1	0	1	1	1	2	0	0	2	1	5	1
	4年	13	0	0	2	2	0	2	0	1	1	1	1	3
	5年	19	0	0	1	0	2	1	3	2	2	2	3	3
一時金	元年	27	2	3	1	0	1	2	3	2	3	2	1	7
	2年	25	0	2	4	2	0	2	2	1	4	2	3	3
	3年	15	2	0	0	1	1	2	2	0	1	2	3	1
	4年	17	0	0	0	3	1	0	0	1	2	4	4	2
	5年	20	0	1	1	2	0	4	2	1	6	2	0	1
解雇・人員整理	元年	44	1	2	4	3	2	2	5	7	3	7	5	3
	2年	51	4	2	5	2	3	5	7	5	2	5	4	7
	3年	59	3	3	8	3	6	3	9	4	4	4	10	2
	4年	37	3	2	5	3	4	5	4	2	2	2	0	5
	5年	51	2	2	2	4	3	4	2	6	8	4	7	7

（注）解雇・人員整理事件とは、調整事項に経営又は人事中の細分類である「解雇」又は「人員整理」を含むもの（調整事項の詳細については巻末統計表第16、17表参照）。

第31-2表 新規係属事件における賃金増額、一時金及び解雇・人員整理事件数の月別推移（全労委）

（単位：件）

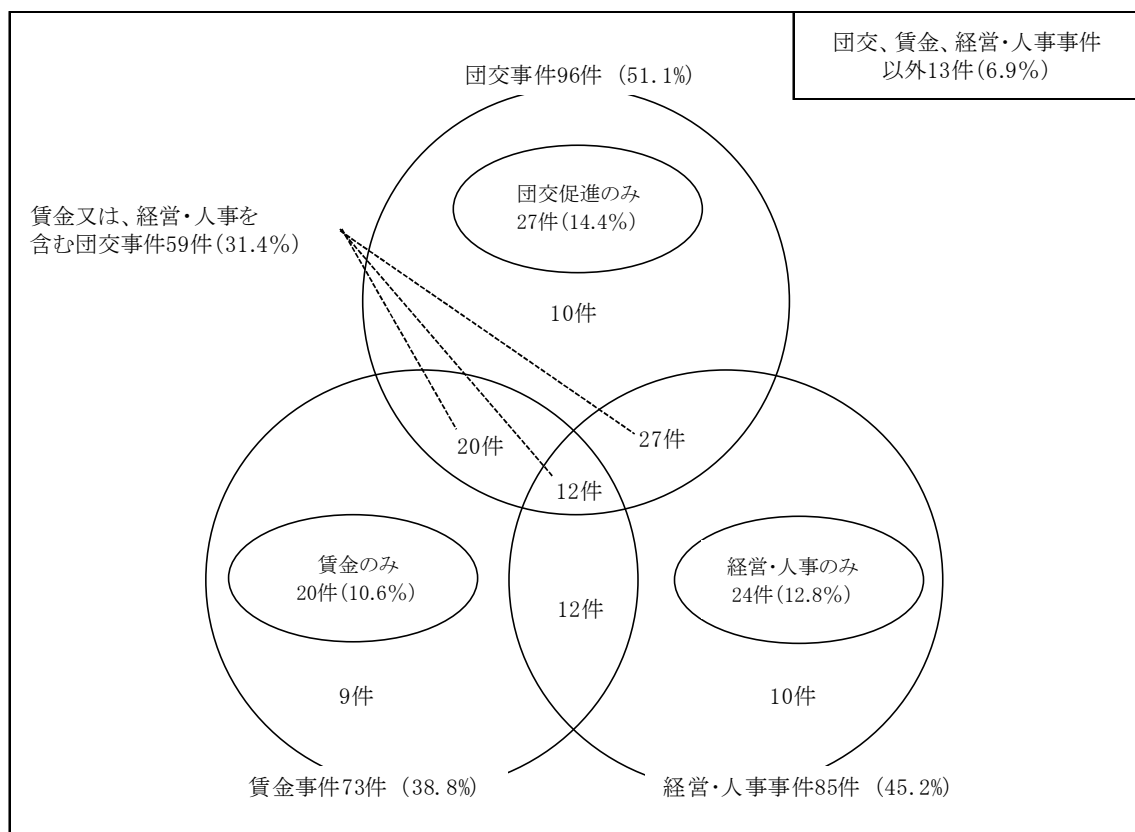
調整事項	年	合計	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
賃金増額	元年	14	1	0	0	0	3	3	2	2	2	0	1	0
	2年	12	0	0	2	3	0	2	2	0	2	1	0	0
	3年	15	1	0	1	1	1	2	0	0	2	1	5	1
	4年	15	0	0	2	2	2	2	0	1	1	1	1	3
	5年	21	0	0	1	0	4	1	3	2	2	2	3	3
一時金	元年	27	2	3	1	0	1	2	3	2	3	2	1	7
	2年	25	0	2	4	2	0	2	2	1	4	2	3	3
	3年	15	2	0	0	1	1	2	2	0	1	2	3	1
	4年	17	0	0	0	3	1	0	0	1	2	4	4	2
	5年	20	0	1	1	2	0	4	2	1	6	2	0	1
解雇・人員整理	元年	44	1	2	4	3	2	2	5	7	3	7	5	3
	2年	51	4	2	5	2	3	5	7	5	2	5	4	7
	3年	59	3	3	8	3	6	3	9	4	4	4	10	2
	4年	37	3	2	5	3	4	5	4	2	2	2	0	5
	5年	51	2	2	2	4	3	4	2	6	8	4	7	7

（注）解雇・人員整理事件とは、調整事項に経営又は人事中の細分類である「解雇」又は「人員整理」を含むもの（調整事項の詳細については巻末統計表第16、17表参照）。

(3) 新規係属事件調整事項別事件構成

新規係属事件の調整事項別事件構成については、調整事項に団交促進を含む事件（以下では「団交事件」という。）は96件・51.1%（4年97件・56.1%）であった。賃金等に関するものを調整事項に含む事件（以下では「賃金事件」という。）は73件・38.8%（同76件・43.9%）であった。経営又は人事に関するものを調整事項に含む事件（以下では「経営・人事事件」という。）は85件・45.2%（同63件・36.4%）であった（図3参照）。これらの事件の調整事項の重なりをみると、賃金事件かつ経営・人事事件は24件・12.8%（同22件・12.7%）、賃金事件かつ団交事件は32件・17.0%（同37件・21.4%）、経営・人事事件かつ団交事件は39件・20.7%（同29件・16.8%）となっている（図3参照）。

図3 新規係属事件調整事項別事件構成（行政執行法人を除く）



全事件(行政執行法人を除く)は 188件

団交事件…調整事項に団交促進(v)を含む事件

賃金事件…調整事項に賃金等に関するもの(d,e,f,g,h,i)を含む事件

経営・人事事件…調整事項に経営又は人事に関するもの(o,p,q,r,s,t)を含む事件

(注)各調整事項の詳細については巻末統計表第16表参照。

(4) 新規係属事件における産業別調整事項

新規係属事件の調整事項についてみると、製造業が 32 項目（4 年 28 項目）、運輸業、郵便業が 53 項目（同 43 項目）、医療、福祉が 70 項目（同 58 項目）、サービス業が 48 項目（同 59 項目）、教育、学習支援業が 51 項目（同 48 項目）となっている。産業別の全調整事項に占める経済的事項の割合は、製造業で 25.0%（同 32.1%）、運輸業、郵便業で 37.7%（同 34.9%）、医療、福祉で 38.6%（同 32.8%）、サービス業で 33.3%（同 49.2%）、教育、学習支援業で 37.3%（同 31.3%）となっている。同じく非経済的事項の割合は、製造業で 75.0%（同 67.9%）、運輸業、郵便業で 60.4%（同 55.8%）、医療、福祉で 61.4%（同 67.2%）、サービス業で 60.4%（同 49.2%）、教育、学習支援業で 60.8%（同 66.7%）となっている（第 32 表参照）。

第 32 表 新規係属事件における産業別調整事項の状況（行政執行法人を除く）

（単位：項目）

産業分類 調整事項	全産業	製造業	運輸業 郵便業	医療、福祉	サービス業	教育、 学習支援業	その他 の産業
合 計	372 100.0%	32 100.0%	53 100.0%	70 100.0%	48 100.0%	51 100.0%	118 100.0%
経済的事項	123 33.1%	8 25.0%	20 37.7%	27 38.6%	16 33.3%	19 37.3%	33 28.0%
内 賃金増額	19 5.1%	1 3.1%	2 3.8%	6 8.6%	4 8.3%	4 7.8%	2 1.7%
一時金	20 5.4%	1 3.1%	0 0.0%	6 8.6%	5 10.4%	2 3.9%	6 5.1%
労働時間・休日休暇	6 1.6%	0 0.0%	1 1.9%	2 2.9%	0 0.0%	2 3.9%	1 0.8%
その他	78 21.0%	6 18.8%	17 32.1%	13 18.6%	7 14.6%	11 21.6%	24 20.3%
非経済的事項	241 64.8%	24 75.0%	32 60.4%	43 61.4%	29 60.4%	31 60.8%	82 69.5%
内 経営又は人事	89 23.9%	10 31.3%	12 22.6%	14 20.0%	9 18.8%	11 21.6%	33 28.0%
団交促進	96 25.8%	7 21.9%	16 30.2%	19 27.1%	14 29.2%	9 17.6%	31 26.3%
組合承認・組合活動	14 3.8%	3 9.4%	1 1.9%	1 1.4%	1 2.1%	4 7.8%	4 3.4%
その他	42 11.3%	4 12.5%	3 5.7%	9 12.9%	5 10.4%	7 13.7%	14 11.9%
協約締結・全面改定	8 2.2%	0 0.0%	1 1.9%	0 0.0%	3 6.3%	1 2.0%	3 2.5%

（注）調整事項の多い上位 5 つの産業とその他の産業（上位 5 つ以外のすべての産業）別に記載。

(5) 新規係属事件における組合員数規模別調整事項

新規係属事件の調整事項を組合員数規模別にみると、組合員数 99 人以下では経済的事項 52 項目・33.1%（4 年 57 項目・33.7%）、非経済的事項 103 項目・65.6%（同 109 項目・64.5%）、100 人以上 499 人以下では経済的事項 31 項目・30.1%（同 44 項目・40.4%）、非経済的事項 70 項目・68.0%（同 62 項目・56.9%）、500 人以上 4,999 人以下では経済的事項 34 項目・41.0%（同 24 項目・38.1%）、非経済的事項 46 項目・55.4%（同 39 項目・61.9%）、5,000 人以上では経済的事項 4 項目・36.4%（同 2 項目・50.0%）、非経済的事項 7 項目・63.6%（同 2 項目・50.0%）となっている（第 33 表、巻末統計表第 16 表参照）。

第 33 表 新規係属事件における組合員数規模別調整事項の状況（行政執行法人を除く）

（単位：項目）

組合員数 調整事項		99人以下	100人以上 499人以下	500人以上 4,999人以下	5000人 以上	不 明	合 計
合 計		157 100.0%	103 100.0%	83 100.0%	11 100.0%	18 100.0%	372 100.0%
経済的事項		52 33.1%	31 30.1%	34 41.0%	4 36.4%	2 11.1%	123 33.1%
内 訳	賃金増額	7 4.5%	5 4.9%	6 7.2%	1 9.1%	0 0.0%	19 5.1%
	一時金	6 3.8%	6 5.8%	7 8.4%	1 9.1%	0 0.0%	20 5.4%
	労働時間・休日休暇	1 0.6%	2 1.9%	3 3.6%	0 0.0%	0 0.0%	6 1.6%
	その他	38 24.2%	18 17.5%	18 21.7%	2 18.2%	2 11.1%	78 21.0%
非経済的事項		103 65.6%	70 68.0%	46 55.4%	7 63.6%	15 83.3%	241 64.8%
内 訳	経営又は人事	33 21.0%	26 25.2%	21 25.3%	2 18.2%	7 38.9%	89 23.9%
	団交促進	41 26.1%	29 28.2%	16 19.3%	5 45.5%	5 27.8%	96 25.8%
	組合承認・組合活動	5 3.2%	3 2.9%	4 4.8%	0 0.0%	2 11.1%	14 3.8%
	その他	24 15.3%	12 11.7%	5 6.0%	0 0.0%	1 5.6%	42 11.3%
協約締結・全面改定		2 1.3%	2 1.9%	3 3.6%	0 0.0%	1 5.6%	8 2.2%

4 あっせん員の構成

新規係属事件 188 件（4 年 173 件）のうち、あっせん員の指名がされた 159 件（同 147 件）について、あっせん員の構成をみると、公・労・使三者委員のみによる構成が 109 件・68.9%（同 105 件・71.4%）で最も多く、以下、事務局職員のみが 38 件・23.9%（同 32 件・21.8%）、委員及び事務局職員が 12 件・7.5%（同 9 件・6.1%）などとなっている（第 34 表参照）。

第 34 表 新規係属あっせん事件におけるあっせん員の構成状況の推移（行政執行法人を除く）

（単位：件）

構成 年	合 計	委員				委員＋非委員				非委員			
		三者 構成	公益 委員 のみ	その他	小計	委員＋ 事務局 職員	委員＋ 事務局 職員 以外	その他	小計	事務局 職員	労政 職員	その他	小計
元年	177	130	2	－	132	14	－	－	16	29	－	－	29
2年	208	149	3	1	153	17	－	－	17	38	－	－	38
3年	198	145	1	－	146	8	－	－	8	44	－	－	44
4年	147	105	1	－	106	9	－	－	9	32	－	－	32
5年	159	109	－	－	109	12	－	－	12	38	－	－	38

（注）集計対象は、新規係属あっせん事件のうち、同年中にあっせん員指名のあったもの。

5 労働争議調整事件の終結

(1) 処理状況

5年は4年からの繰越47件を含む係属事件235件（4年234件）のうち、189件（同187件）が終結し、46件（同47件）が翌年に繰り越された。終結した189件のうち、当事者が調整を行うことに同意したもの（「調整あり」）は121件（同125件）、同意しなかったもの（「調整なし」）は68件（同62件）であった（チャートα参照）。

(2) 調整を行った事件

調整を行った結果、労使の合意を得られたものは79件（4年81件）、合意に至らなかったものは42件（同44件）であった。労使の合意を得られた79件について調整日数（あっせん員、調停委員又は仲裁委員の指名日から終結日までの日数）をみると、開始後90日以内に終結したものは、49件・62.0%（同49件・60.5%）であり、開始から終結まで91日以上かかったものは、30件・38.0%（同32件・39.5%）であった。

平均調整回数をみると、前者では1.47回（同1.51回）であったのに対し、後者では2.80回（同4.28回）であった。また、合意に至らなかった42件（同44件）の内訳をみると、労使双方が譲歩しなかったものが27件（同26件）と最も多く、以下、使用者側が譲歩しなかったものが7件（同6件）、労働者側が譲歩しなかったものが3件（同3件）、双方譲歩するも隔たりが大きいものが1件（同3件）などとなっている（チャートα参照）。

(3) 調整を行わなかった事件

被申請者が調整を行うことに同意しなかった事件68件（4年62件）の内訳をみると、団交の過程での回答が限度であるなど譲歩の意思がないもの45件（同33件）、自主交渉を続けたいとするもの5件（同2件）、自主解決したもの7件（同7件）、権利義務の確認や不当労働行為性の判断など調整事項について司法又は不当労働行為判断を求めたいとするもの3件（同2件）などとなっている（チャートα参照）。

(4) 労使の合意

調整を行った結果、労使の合意が得られた79件（4年81件）以外に、労使間で自主解決したものが8件（同7件）（「合意しない」の⑤の1件＋「調整なし」の③の7件。チャートα参照）あり、これを加えると終結事件の46.0%にあたる87件（同88件・47.1%）で労使合意に至っている。

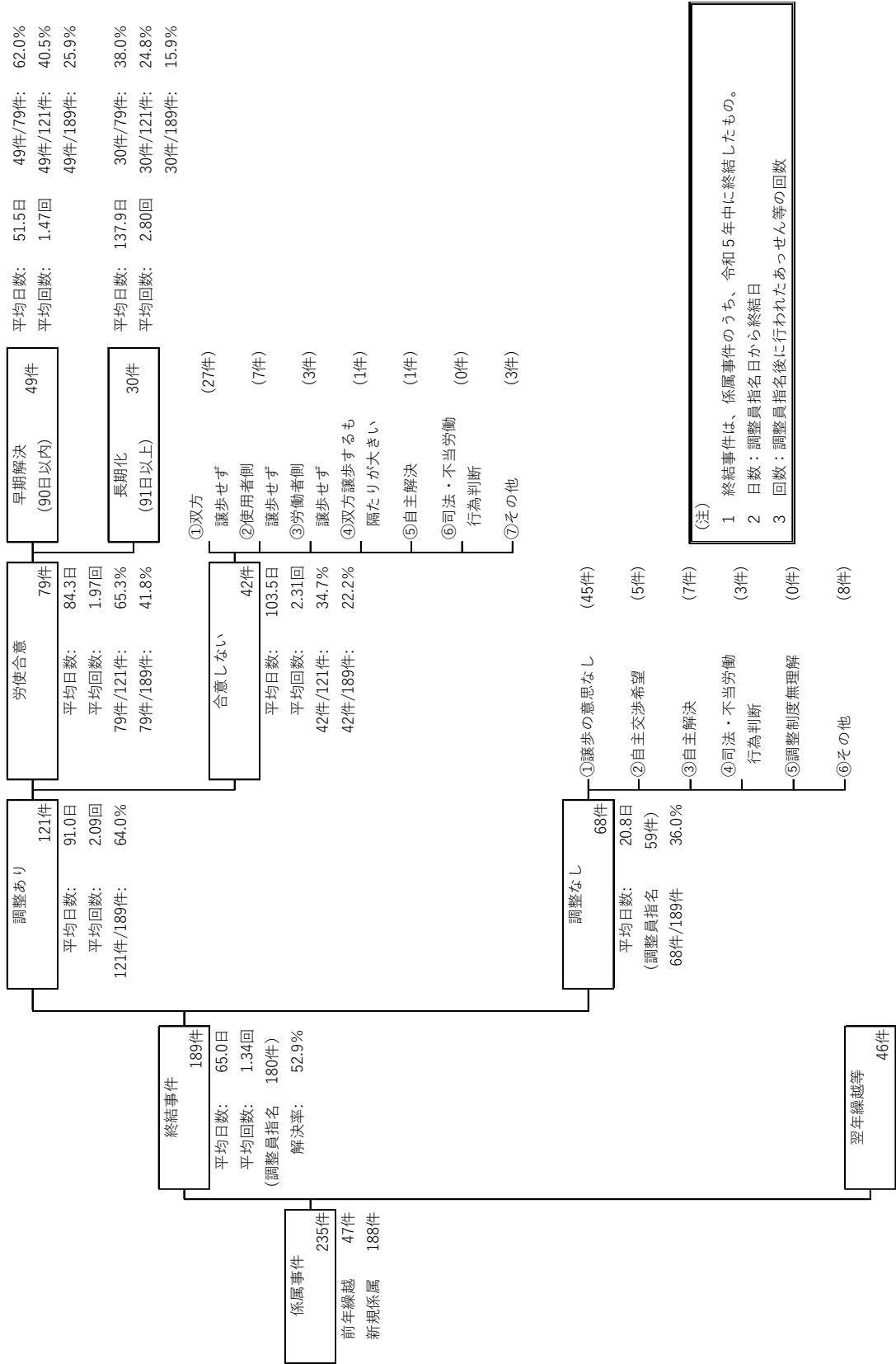
(5) 解決状況

5年に終結した調整事件189件（4年187件）のうち、取下・移管を除く157件（同

153 件) の解決状況は、解決 83 件 (同 81 件)、不調・打切 74 件 (同 72 件) で、その解決率は 52.9% (同 52.9%) であった (第 18 表、第 35-1 表参照)。

また、調整方法別の解決状況をみると、あっせんは、取下・移管 32 件 (同 34 件) を除く 151 件 (同 186 件) 中 81 件 (同 80 件) が解決し、解決率は 53.6% (同 43.0%) であった。調停は、取下・移管 0 件 (同 0 件) を除く 2 件中 2 件 (同 1 件中 1 件) が解決し、解決率は 100.0% (同 100.0%)、仲裁は、取下・移管 0 件 (同 0 件) を除く 0 件中 0 件 (同 0 件中 0 件) が解決し、解決率は 0 % であった。(第 36 表参照)。

チャートα 令和5年係属事件フローチャート（行政執行法人を除く）



第 35-1 表 終結年での労働争議調整事件解決率の推移（行政執行法人を除く）

（単位：件）

労委別	年	元年	2 年	3 年	4 年	5 年
	事項					
都道府県労委	終結件数	205	239	212	187	186
	取下・移管除く終結件数	163	202	170	153	155
	解決件数	83	103	93	81	81
	解決率	50.9%	51.0%	54.7%	52.9%	52.3%
中 労 委	終結件数	3	2	2	0	3
	取下除く終結件数	2	2	1	0	2
	解決件数	2	2	1	0	2
	解決率	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%
中 労 委 及 び 都道府県労委	終結件数	208	241	214	187	189
	取下・移管除く終結件数	165	204	171	153	157
	解決件数	85	105	94	81	83
	解決率	51.5%	51.5%	55.0%	52.9%	52.9%

（注）1. 終結件数、解決件数は、終結年で集計。

2. 解決率 = 解決件数 ÷ 取下・移管を除く終結件数。

第 35-2 表 開始年での労働争議調整事件解決率の推移（行政執行法人を除く）

（単位：件）

労委別	年	元年	2 年	3 年	4 年	5 年
	事項					
都道府県労委	取下・移管除く終結件数	123	154	136	101	113
	解決件数	58	73	69	53	54
	解決率	47.2%	47.4%	50.7%	52.5%	47.8%
中 労 委	取下除く終結件数	0	2	1	0	2
	解決件数	0	2	1	0	2
	解決率	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%
中 労 委及び 都道府県労委	取下・移管除く終結件数	123	156	137	101	115
	解決件数	58	75	70	53	56
	解決率	47.2%	48.1%	51.1%	52.5%	48.7%

（注）1. 解決件数は、開始年で集計。

2. 解決率 = 解決件数 ÷ 取下・移管を除く終結件数。

第 36 表 労働争議調整事件の終結状況の推移（行政執行法人を除く）

（単位：件）

中労委 及び 都道府 県労委	年	あ っ せ ん							調 停				仲 裁			合 計		
		取下 移管	あっせん案 提示		あっせん案 不提示		小 計		取下 移管	件数	調停 案 提示	解決	取下 移管	件数	裁定	取下 移管	件数 A + C + E + H	(内) 解決 B + D + G + I
			件数	(内) 解決	件数	(内) 解決	件数	(内) 解決										
			A	B	C	D	A + C	B + D		E	F	G		H	I			
中労委 及び 都道府 県労委	元年	41	52	47	112	37	164	84	2	1	1	1	0	0	0	43	165	85
	2年	36	73	70	117	34	190	104	0	2	1	1	1	1	0	37	193	105
	3年	40	45	43	147	50	192	93	3	4	1	1	0	0	0	43	196	94
	4年	34	41	35	145	45	186	80	0	1	1	1	0	0	0	34	187	81
	5年	32	54	52	97	29	151	81	0	2	2	2	0	0	0	32	153	83
中労委	元年	0	3	2	0	0	3	2	0	0	0	0	0	0	0	0	3	2
	2年	0	2	2	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2
	3年	1	1	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1
	4年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	5年	1	1	1	0	0	1	1	0	1	1	1	0	0	0	1	2	2

(6) 平均調整日数

取下・移管を除く終結事件 156 件（あっせん 154 件、調停 2 件、仲裁 0 件）で、平均調整日数は 74.7 日（あっせん 75.1 日、調停 41.5 日、仲裁 0 日）であった（第 37-1 表参照）。

なお、これを全労委でみると、取下・移管を除く終結事件 158 件（あっせん 154 件、調停 4 件、仲裁 0 件）で、平均調整日数は 74.0 日（あっせん 75.1 日、調停 32.3 日、仲裁 0 日）であった（第 37-2 表参照）。

第 37-1 表 労働争議調整事件の平均調整期間の推移（行政執行法人を除く）

（単位：件、日）

区分 年	あ っ せ ん				調 停				仲 裁				合 計			
	都道府県労委		中労委		都道府県労委		中労委		都道府県労委		中労委		都道府県労委		中労委	
	取下、 移管を 除く終 結件数	＋ 中 労 委	取下を 除く終 結件数		取下、 移管を 除く終 結件数	＋ 中 労 委	取下を 除く終 結件数		取下、 移管を 除く終 結件数	＋ 中 労 委	取下を 除く終 結件数		取下、 移管を 除く終 結件数	＋ 中 労 委	取下を 除く終 結件数	
元年	162	72.4 (44.6)	2	76.0 (61.0)	2	165.5 (61.0)	－	－	－	－	－	－	164	73.6 (44.8)	2	76.0 (61.0)
2 年	195	71.0 (44.6)	2	20.0 (20.0)	2	248.0 (61.0)	－	－	－	－	－	－	197	72.8 (42.4)	2	20.0 (20.0)
3 年	168	70.2 (46.2)	1	24.0 (24.0)	1	12.0 (12.0)	－	－	－	－	－	－	169	69.9 (46.0)	1	24.0 (24.0)
4 年	149	97.0 (49.3)	－	－	1	8.0 (8.0)	－	－	－	－	－	－	150	96.4 (49.1)	－	－
5 年	154	75.1 (45.6)	1	74.0 (61.0)	2	41.5 (41.5)	1	35.0 (35.0)	－	－	－	－	156	74.7 (45.6)	2	54.5 (48.0)

（注） 1. 集計対象は、取下げ・移管を除く終結事件のうち、係属日数 1 年以上の事件を除いたもの。

2. 括弧内は、期間が 2 か月を越えたものを 61 日として計算した数値。

第 37-2 表 労働争議調整事件の平均調整期間の推移（全労委）

（単位：件、日）

区分 年	あ っ せ ん				調 停				仲 裁				合 計			
	都道府県労委		中労委		都道府県労委		中労委		都道府県労委		中労委		都道府県労委		中労委	
	取下、 移管を 除く終 結件数	＋ 中 労 委	取下を 除く終 結件数		取下、 移管を 除く終 結件数	＋ 中 労 委	取下を 除く終 結件数		取下、 移管を 除く終 結件数	＋ 中 労 委	取下を 除く終 結件数		取下、 移管を 除く終 結件数	＋ 中 労 委	取下を 除く終 結件数	
元年	162	72.4 (44.6)	2	76.0 (61.0)	4	89.8 (37.5)	2	14.0 (14.0)	－	－	－	－	166	72.8 (44.5)	4	45.0 (37.5)
2 年	195	71.0 (44.6)	2	20.0 (20.0)	2	248.0 (61.0)	－	－	－	－	－	－	197	72.8 (42.4)	2	20.0 (20.0)
3 年	168	70.2 (46.2)	1	24.0 (24.0)	1	12.0 (12.0)	－	－	－	－	－	－	169	69.9 (46.0)	1	24.0 (24.0)
4 年	149	97.0 (49.3)	－	－	3	23.0 (23.0)	2	31.0 (31.0)	－	－	－	－	152	96.0 (48.8)	2	31.0 (31.0)
5 年	154	75.1 (45.6)	1	74.0 (61.0)	4	32.3 (32.3)	3	27.0 (27.0)	－	－	－	－	158	74.0 (45.3)	4	38.8 (35.5)

（注） 1. 集計対象は、取下げ・移管を除く終結事件のうち、係属日数 1 年以上の事件を除いたもの。

2. 括弧内は、期間が 2 か月を越えたものを 61 日として計算した数値。

6 その他

(1) 争議行為予告の状況

労働関係調整法第 37 条に基づく争議行為予告のうち、争議行為が 2 以上の都道府県にわたるものである、又は全国的に重要な問題にかかるものであるとして、関係当事者から中労委に通知があったものは、91 件(4 年 87 件)で 4 年より 4 件増加した。

事業種類別では、航空関係からの争議行為予告が 27 件 29.7% (同 22 件・25.3%) で最も多く、以下、医療関係 25 件・27.5% (同 23 件・26.4%)、港湾関係 12 件・13.2% (同 12 件・13.8%)、道路貨物運送関係 10 件・11.0% (同 10 件・11.5%) などとなっている(第 38 表参照)。

第 38 表 事業種類別争議行為予告通知件数の推移(中労委)

(単位:件)

年	計	陸上旅客 運送	航空	道路貨物 運送	港湾	電気	ガス	医療	その他
元年	118(12)	22(0)	41(10)	10(1)	8(0)	1(0)	0(0)	27(0)	9(1)
2 年	79(5)	17(0)	13(3)	10(1)	8(0)	1(0)	0(0)	23(0)	7(1)
3 年	86(9)	15(0)	18(7)	11(1)	12(0)	1(0)	0(0)	24(0)	5(1)
4 年	87(10)	12(0)	22(8)	10(1)	12(0)	1(0)	0(0)	23(0)	7(1)
5 年	91(11)	8(0)	27(9)	10(0)	12(0)	1(0)	0(0)	25(0)	8(2)

(注)1. ()内は、使用者による争議行為予告通知の件数で内数。

2. 「陸上旅客運送」は、鉄道事業及び一般路線バス事業が該当。

3. 「その他」は、電気通信、水道及び公衆衛生が該当。

(2) 労働争議実情調査の状況

労働委員会規則第 62 条の 2 に基づき 5 年に新規に開始した労働争議実情調査件数(全労委)は 986 件(4 年 927 件)で、4 年より 59 件増加した。4 年からの繰越 148 件を含む係属 1,134 件(同 1,046 件)の終結状況をみると、終結した 1,009 件(同 898 件)のうち、争議解決 871 件・86.3% (同 785 件・87.4%)、調査打切 135 件・13.4% (同 110 件・12.2%)、あっせんに移行したものが 1 件・0.1% (同 1 件・0.1%)、調停に移行したものが 0 件・0.0% (同 0 件・0.0%) などとなっている(第 39 表、巻末統計表第 19 表参照)。

第 39 表 労働争議実情調査の取扱状況の推移（全労委）

（単位：件）

区分 年	取扱件数			終結状況					
	前年繰越	当年開始	合 計	争議解決	調査打切	あっせん 移行	調停移行	不当労働行 為事件移行	合 計
元年	177	1,049	1,226	929	131	2	0	3	1,065
2 年	161	964	1,125	883	102	3	0	0	988
3 年	137	962	1,099	831	145	2	1	1	980
4 年	119	927	1,046	785	110	1	0	2	898
5 年	148	986	1,134	871	135	1	0	2	1,009